

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処分の概要：許可証の書換え
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第12条（許可証の書換えの申請）
審査基準： 法令の定めに尽くされている。
標準処理期間： 14日
申請先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110） 営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：